

別記様式第2号（法第16条第3項関係）

公 告

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第2項第3号の規定により、基本計画に特定区域を定めるため、同条第3項の規定により公告し、公衆の縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該事項について県に意見書を提出することができる。

令和6年11月8日

島根県  
浜田市、江津市  
美郷町、津和野町

記

- 1 定めようとする特定区域の区域  
浜田市（全域）、江津市（全域）、美郷町（全域）、津和野町（須川地区）
- 2 当該特定区域において実施する事業活動の内容
  - ・有機農業による生産活動（浜田市、江津市、津和野町）
  - ・廃熱その他の地域資源の活用により温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動（美郷町）
- 3 縦覧期間・場所及び方法
  - (1) 期間 令和6年11月8日から11月21日まで
  - (2) 場所 島根県 農林水産部 産地支援課  
浜田市 産業経済部 農林振興課  
江津市 農林水産課  
美郷町 産業振興課  
津和野町 農林課
  - (3) 方法 書面またはインターネットでの閲覧による
- 4 意見書の提出方法・提出先
  - (1) 提出方法 日本語で提出。様式は任意。住所、氏名、電話番号を記載する。  
郵送の場合 690-8501 島根県松江市殿町1番地  
メールの場合 sanchishien@pref.shimane.lg.jp
  - (2) 提出先 島根県農林水産部 産地支援課 有機係